

静岡県政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年 3 月 28 日条例第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、静岡県議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、静岡県議会の会派（所属議員が 1 人のものを含む。以下「会派」という。）又はその所属議員が行う調査研究、研修、広聴又は広報、要請又は陳情、県民からの相談への対応、会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 3 条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(政務活動費の額)

第 4 条 政務活動費は、月額 450,000 円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、所属議員数に異動があった場合には、その異動が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、その異動が生じなかったものとみなす。会派が新たに結成若しくは解散し、又は一の会派が他の会派と合併した場合も同様とする。

4 会派の所属議員数の算定は、同一議員について重複することができない。

(会派の届出)

- 第5条 議員が会派を結成し、当該会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。
- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

- 第6条 議長は、毎年度4月5日までに、当該年度初日における各会派の結成状況について、別に定める様式により知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

- 第7条 知事は、前条の規定により会派の通知を受けたときは、当該会派に係る政務活動費の交付の決定又は変更決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

- 第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月速やかに、別に定める様式により、当該月分の政務活動費を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

- 第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により、速やかに議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、前2項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費の支出に係る全ての領収書その他の証拠書類の写し

(2) 議長が別に定める書類

(政務活動費の返還)

第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出(別表に掲げる経費に係る支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第11条 議長が受理した収支報告書及び第9条第3項に掲げる書類(以下「収支報告書等」という。)は、受理すべき期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができるものとする。

3 議長は、前項の規定による請求があった場合においては、当該収支報告書等に静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、閲覧させるものとする。

(透明性の確保等)

第12条 議長は、提出された収支報告書等について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 22 日条例第 53 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 79 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 10 月 24 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 64 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定並びに同項の次に 1 項を加える改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の静岡県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付した政務調査費については、なお、従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 4 条の規定によりされている会派の届出又は第 5 条の規定によりされている会派の通知は、それぞれ改正後の静岡県政務活動費の交付に関する条例の相当する規定によりされた届出又は通知とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によりこの条例の施行の日の属する月分の政務調査費を交付した場合は、当該月分の政務活動費を交付しない。
- 5 この条例の施行に伴って必要となる旧条例第 6 条の規定により行っ

た交付決定の変更は、この条例の施行後においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	会派又はその所属議員（以下この表において「会派等」という。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	会派等が行う研修会（視察を含む。）、講演会等の実施に要する経費並びに会派等以外のものが開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派等が行う政務活動を補助する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派等が行う県政に関する政策等の広聴又は広報の活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派等が行う要請又は陳情、県民からの相談への対応等の活動に要する経費
会 議 費	会派等が行う会議に要する経費及び会派等以外のものが開催する会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派等が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
事務所費	会派等が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
人 件 費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費